

広 報

平成23年3月19日

福島県相馬港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

緊急物資輸送等に備えた相馬港の一部供用開始について

津波被災に伴い相馬港では、入出港自粛措置をとっていましたが、関係機関による水路調査及び連絡調整により下記のとおり、平成23年3月19日15時00分より相馬港における船舶等に対する入出港自粛勧告の一部を解除し、下記のとおり供用開始を行います。

記

- 1 2号ふ頭第4号岸壁。
ただし、同岸壁の使用が認められた緊急物資輸送船舶、災害救助等に当たる船舶のみ。
- 2 通航航路は、北航路とし、原則は日中航行のみ。
ただし、夜間航行については、福島海上保安部長が通航を認めた船舶。

※ 港内には漂流物、沈没物等の障害物が依然存在している。

【問い合わせ先】

福島県相馬港湾建設事務所
電話 0244-37-2240 (相馬市生涯学習会館内)
東北地方整備局小名浜港湾事務所
電話 0246-54-2111 (いわき市役所小名浜支所内)
福島海上保安部
電話 0246-53-7112